

【 会 議 録 （ 概 要 ）】

実施日時：令和3年（2021年）6月24日（木）午後2時～午後3時30分

会議名	令和3年第2回 越谷市国民健康保険運営協議会	実施場所	中央市民会館4階 会議室A・B
件名／議題	【令和3年第2回越谷市国民健康保険運営協議会】 1 開会 2 諮問 3 あいさつ 4 議事 (1) 赤字削減・解消計画の見直しについてⅠ 5 報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度国民健康保険税減免及び傷病手当金の状況について (2) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病給付金について 6 その他 7 閉会		会議資料 (■有 □無)
出席者等	出席委員 中村（真）委員、石塚委員、森田委員、山崎（吉）委員、松本委員、高橋委員、朝倉委員、竹村委員、後竹委員、関森委員、中村（宏）委員、山崎（治）委員、瀧田委員、吉野委員、佐藤委員、坂本委員 欠席委員 村上委員、川邊委員、鈴木委員、五味田委員、館野委員 事務局等 高橋市長 新井保健医療部長、野口保健医療部副部長 国保年金課：小川課長、和田調整幹、高橋副課長、田中主任、松澤主事 傍聴者 なし		
●主な内容等			
【議事】 (1) 赤字削減・解消計画の見直しについてⅠ 会議資料に基づき事務局から説明した後、質疑応答を行った。 【報告事項】 (1) 新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度国民健康保険税減免及び傷病手当金の状況について (2) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病給付金について (1)、(2) について会議資料に基づき事務局から報告した。 【その他】 なし			

令和3年第2回越谷市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和3年6月24日（木）午後2時～午後3時30分

会 場 中央市民会館4階 会議室A・B

1. 開 会

2. 諮 問

3. あいさつ

4. 議 事

（1）赤字削減・解消計画の見直しについて I

5. 報告事項

（1）新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度国民健康保険税減免及び
傷病手当金の状況について

（2）新型コロナウイルス感染症に係る傷病給付金について

6. そ の 他

7. 閉 会

1. 開 会

○司 会 皆様、こんにちは。本日はお忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、令和3年第2回越谷市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本協議会につきましては、越谷市国民健康保険に関する規則第4条第2項の規定により、委員の過半数の出席をもって会議が成立することとなっております。本日は、委員総数21名のうち、16名の方にご出席いただいておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

2. 諮問

○司 会 それでは、ただ今から高橋市長より、「赤字削減・解消計画の見直しについて」諮問を行います。

この諮問は、越谷市国民健康保険に関する規則第2条において、越谷市国民健康保険運営協議会は、『保険税の賦課方法に関する事項』及び『その他国民健康保険事業の運営上特に必要な事項』について審議するとされており、これにより、「赤字削減・解消計画の見直しについて」、委員の皆様の意見を伺うものでございます。

諮問申し上げますので、関森会長には、恐れ入りますが、席の前に移動をお願いいたします。

(高橋市長が諮問書を読み上げた後、関森会長へ手渡す)

3. あいさつ

○司 会 ありがとうございます。それでは、高橋市長よりご挨拶を申し上げます。

○市 長 皆様こんにちは。本日はご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

日ごろから関森会長様をはじめ委員の皆様には、国民健康保険の運営に多大なるご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

ただいま「赤字削減・解消計画の見直しについて」諮問をさせていただきました。

現行の「赤字削減・解消計画」は、貴協議会からの答申を踏まえ、平成31年3月に策定いたしましたが、様々な取り組みをしてもなお、国保財政は厳しい状況にあります。

こうした中、昨年12月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針（第2

期)」に、赤字削減・解消の目標年次が『令和8年度まで』と明記されたことから、当該計画の見直しが必要となりました。

計画の見直しにあたっては、様々な立場の方からご意見をいただき、十分に検討を重ねていく必要があると考えております。

委員の皆様には、豊富なご経験や専門的なお立場から、ご審議を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

○司 会 次に、関森会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。関森会長、よろしくお願いいたします。

○会 長 皆様こんにちは。令和3年に入り、本日で第2回目の運営協議会となります。ただいま、「赤字削減・解消計画の見直しについて」、諮問をいただきました。この赤字削減・解消計画の見直しは、大変重要な協議事項となりますので、さらに活発な議論を行ってまいりたいと考えております。

その上で、委員の皆様の様々なご意見を、答申として取りまとめてまいりたいと思いますので、さらなるご協力をお願い申し上げます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○司 会 ありがとうございました。ここで高橋市長は他の公務のため退席させていただきます。

(高橋市長が退席)

○司 会 それでは、委員の皆様には諮問書の写しを配付させていただきます。

(事務局が委員に諮問書の写しを配付)

○司 会 ただいま、委員の皆様には諮問書の写しを配付させていただきました。これにより、委員の皆様には「赤字削減・解消計画の見直しについて」ご審議をいただき、本協議会の「答申」という形で取りまとめていただくこととなります。

詳細な内容等につきましては、議事(1)の中で、事務局から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の変更がございましたので報告させていただきます。

公益を代表する3号委員として、「越谷市PTA連合会」からご推薦をいただいております松谷栄一様の辞任に伴い、同会からご推薦をいただき、令和3年5月28日付けで瀧田貴夫様が委員となりました。また、被用者保険を代表する4号委員として、「健康保険組合連合会埼玉連合会」からご推薦をいただいております都築幹成様の辞任に伴い、同組合からご推薦をいただき、令和3年4月1日付けで館野富士男様が委員となりました。

本日、瀧田委員が出席されておりますので、その場で自己紹介をお願いしたいと存じます。瀧田委員よろしくお願いいたします。

○瀧田委員 皆様こんにちは。「越谷市PTA連合会」から推薦を受けました瀧田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○司 会 ありがとうございます。

なお、村上清隆委員、鈴木秀敏委員、五味田真紀子委員、館野富士男委員から欠席のご連絡をいただいております。

また、私ども事務局職員につきましては、大変恐縮ではございますが、お手元にお配りしてある席次表をもちまして、個々の紹介に代えさせていただきたいと存じます。

次に、本日の会議資料について、確認させていただきます。まず、本日お席にお配りさせていただきましたのは、

- ・委員名簿
- ・席次表
- ・参考資料2 埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）〔差し替え〕

以上3点でございます。

また、先日、郵送させていただきました、

- ・次第
- ・資料1 赤字削減・解消計画の見直しについてⅠ
- ・資料2 新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度国民健康保険税減免及び傷病手当金の状況について
- ・資料3 新型コロナウイルス感染症に係る傷病給付金について
- ・参考資料1 赤字削減・解消計画の策定について（答申）の写し

以上となります。参考資料2は本日差し替えでお配りしたものをご使用いただきたいと存じます。不足している資料はございませんか。〔不足無し〕

それでは、議事に入りたいと存じますが、越谷市国民健康保険に関する規則第3条の規定に基づき、関森会長に議長をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

4. 議 事

○議 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することについて、あらかじめ皆様のご了承をいただきたいと存じます。

また、本協議会は、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱に基づき、会議を公開しております。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局 傍聴希望者はいらっしゃいません。

○議 長 それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。
はじめに、先ほど諮問いただいた内容となりますが、議事（１）「赤字削減・解消計画の見直しについてⅠ」を事務局より説明願います。

○事務局 （資料１に基づき説明）以下、概要
今回は見直し検討の第１回目であることから、主に越谷市国民健康保険の現状について確認を行った。

１ 越谷市の国民健康保険の現状について

- ・被保険者は、７５歳以上の方の後期高齢者医療制度移行や被用者保険の適用拡大による社会保険の加入などで、年々減少している。
- ・被保険者は、６５歳以上の高齢者が４割以上を占めている。
- ・被保険者の減少によって医療費総額は減少しているが、高齢化の進展や医療の高度化などで、１人当たり医療費は増加傾向にある。
- ・被保険者の減少によって国民健康保険事業費納付金※^１の総額は減少傾向にあるが、１人当たり医療費や後期高齢者支援金の増加、介護需要の増大などで、１人当たり国民健康保険事業費納付金は今後増加が見込まれる。

※１ 国民健康保険事業費納付金とは、国保の広域化によって平成30年度から始まった制度です。県が財政の運営主体となり、県が国保の保険給付（医療費）に要した費用を全額が交付金として市町村に交付し、その費用を賄うため、市町村は被保険者数や所得水準等に応じて算定された国民健康保険事業費納付金を県に納付する制度です。こうした対策により国保財政の基盤強化が図られました。

- ・保険税の収納率は概ね９０％～９１％台で推移している。

２ 赤字削減・解消計画の進捗状況について

- ・令和２年度は国民健康保険事業費納付金が少なかったこともあり、令和２年度決算では一時的に赤字が解消された。
- ・しかし、令和３年度当初予算は赤字が９億円となり、ほぼ赤字削減・解消計画どおりの進捗となっている。

３ 赤字削減・解消に向けた取組について

- ・赤字削減・解消に向け、医療費縮減や収納率の向上、適正な保険税賦課などの取組を進めている。
- ・医療費縮減の取組として、特定健康診査や生活習慣病重症化予防対策事業、ジェネリック医薬品の利用促進、不当利得返還請求等を行っている。
- ・収納率向上の取組として、徴収体制の市税との一体化、休日納税相談の実施や夜間催告等を行っている。
- ・適正な保険税賦課の取組として、未申告者への申告勧奨、資格の適正化等を行っている。

４ 埼玉県国民健康保険運営方針（第２期）について

- ・埼玉県の国民健康保険運営方針が改定され、赤字解消の目標が令和８年度

と明示されたため、本市の解消目標である令和10年度よりも前倒しの計画とする必要が生じた。

- ・また、これまで赤字の対象とされていなかった保健事業※2（約3億円程度）も赤字の対象となった。

※2 保健事業とは、加入者の健康の保持・増進を目的に実施する事業で、具体的には特定健診や、健診の結果、生活習慣病が悪化するリスクが高い方等を対象として実施する保健指導などです。

5 今後の赤字の見直しについて

- ・令和3年度当初予算では9億円の赤字を見込んでおり、1人当たりで1万3,276円の赤字となっている。
- ・現行の保険税を維持した場合、令和4年度以降も毎年11億円程度の赤字が続くものと試算される。

○議長 ただいま、事務局から、「赤字削減・解消計画の見直しについてⅠ」の説明がありましたが、ご質問やご意見はありますでしょうか。

○委員 8ページの収納率向上の取組について、夜間催告の実績を教えてください。

○事務局 収納業務は収納課が担当しておりますが、本日は収納課の職員が出席しておりません。手元に資料も持ち合わせておりませんので、申し訳ございませんが、次回の会議でお示ししたいと思います。

○委員 内容はとても難しいと思いました。ただ、医療費を縮減するには健康であることが大切だということが分かりました。

○委員 今後、後期高齢者の窓口での一部負担割合が1割負担から2割負担に増えるとの報道がありますが、これによって国保の赤字解消も進むのでしょうか。

○事務局 現在、後期高齢者医療の窓口一部負担金については、現役並みの所得がある方は3割負担、それ以外の方は1割負担の2つに分かれています。先日、法律が改正され、令和4年度の後半からは、1割負担の方のうち、一定の収入がある方の負担割合が2割になることとなりました。

国保でも後期高齢者へ支援金を支払っており、後期高齢者医療制度で2割負担が導入されることで、国保の財政負担も軽減されることとなります。ただし、今後、団塊の世代が後期高齢者医療に移行し、その軽減以上に医療費が伸びるものと想定されており、結果として、増加額の抑制に一定の効果はあるものの、総額の支援金は減らず、増加していくものと見込まれています。

○委員 3ページの国民健康保険事業費納付金の説明に、1人当たりの医療費の増加

に加え、後期高齢者支援金や介護納付金が増加傾向にあるとありますが、医療費と後期高齢者・介護との関係について教えてください。

○事務局 国民健康保険事業費納付金は、医療分、後期高齢者医療への支援金分、介護保険分の3つに分かれています。国民健康保険の加入者の医療分に加え、医療費が多くかかる75歳以上の後期高齢者医療制度を現役世代が支えるための後期高齢者支援金分、また、国民健康保険に加入の40歳から65歳までの方の介護保険分からなっています。これは社会保険も同様で、後期高齢者支援金分と介護保険分を社会保険の保険者が支払っています。

○委員 納付金の金額内訳を教えてください。また、10ページの説明で、今後、保健事業を赤字に含めることとなったとありましたが、今まではどのような扱いになっていたのですか。

○事務局 令和3年度当初予算の納付金87億円の内訳は、医療分が約57億円、後期高齢者支援金分が約21億円、介護保険分が約9億円となっています。

また、2点目の保健事業については、今までは不足分を一般会計から繰り入れていましたが、これまでは赤字とは見なされていませんでした。しかし、県の新たな運営方針では、保健事業も県内で統一する方針のため、赤字としてカウントするよう変更されたものです。

○委員 保健事業については、今後、一般会計から繰り入れてもらえなくなるということですか。保健事業で約3億円が必要となると、国保会計の負担が大きくなってしまい、負担が押し付けられるように感じます。

○事務局 国は市町村国保の赤字解消を進めていく方針であり、また、全国的には赤字を解消している市町村が半数以上となっています。

国保は特別会計であることから、必要な費用はその会計の中で賄うことが原則であり、保健事業は国保加入者に対して実施するものであるため、特別会計の中で賄うことは致し方ないものであると考えております。

○委員 保健事業については、国は赤字としなくても良いが、県は今後赤字とみなすという理解でよろしいですか。

○議長 委員からの今の質問のとおり、今後、保健事業は赤字額に含めるということではよろしいですか。

○事務局 そのとおりです。現在、保健事業は市町村ごとで様々な方法で実施していま

す。例えば、健診は自己負担が有る市町村と無い市町村があり、人間ドック助成金も市町村によって金額がバラバラです。そのため、保健事業を保険税で賄っている市町村がある一方で、繰入金で補填している市町村があります。県は令和9年度までに保険税を統一する方針ですが、その中で併せて保健事業も統一することを目指しており、保健事業を県内統一する場合、保健事業の費用は保険税で賄うこととなるため、その費用は赤字額に含めることとなります。

○委 員 保健事業は国民健康保険の加入者を対象に行うものであるため、基本的には加入者が負担すべきものであり、赤字額に含めることが妥当であると思います。

話は変わりますが、8ページの赤字削減・解消の取組として実施している不当利得返還請求事務等について、我々社会保険でも資格喪失後に病院を受診してしまった方への不当利得返還請求事務の負担が大きくなっており、越谷市で特徴的に行っている取組があれば教えてください。

○事務局 不当利得変更請求事務については、越谷市では年間約300件、金額で約2,500万円の返還請求を行うなど多大な労力がかかっていますが、人的な部分が多く、独自に工夫する余地は少ない状況です。

しかし、国は、全ての健康保険の資格情報を一元的に管理するオンライン資格等確認システムの導入を10月を目途に進めており、そのシステムが本格稼働すると、医療機関や薬局で被保険者の資格情報を即時に確認できるため、不当利得自体が減っていくものと考えています。

また、資格情報が一元化されることから、資格の取得・喪失の手続きがなされていない方のリストが出力できるようになるため、手続きを勧奨する通知を送ることが可能となり、それも不当利得の減少に繋がるものと思います。

○委 員 7ページの医療費縮減の取組の中で、特定健診の最近の受診率は30%台後半から40%台前半となっていますが、受診率の目標値はどの程度としていますか。

また、広報紙でも分かりやすいように工夫していく必要があると思います。

○事務局 最終的な受診率の目標は60%ですが、令和3年度は50%を目標としています。

なお、今年度から受診されていない方への受診勧奨を委託で実施する予定です。特定健診の対象者は40歳以上ですが、40代、50代の受診率が低い、不定期に受診される方がいるといった状況を委託業者に詳細に分析してもらい、より効果的に受診勧奨を進めることで、受診率向上に努めてまいります。

○委 員 5ページの収納率県内順位について、越谷市は県内順位が低いようですが、

近隣市町村や他の中核市の状況はどうなっていますか。

また、ジェネリック医薬品の普及率や特定健診の受診率も他市と比較してどうなっているのか、そうした率が高い市町村はどのような工夫をしているのかを教えてください。

○事務局 令和元年度の収納率は、同じ中核市の川越市が59位、川口市が62位、政令市のさいたま市が45位、人口規模が同等の所沢市が46位となっており、近隣では、春日部市が54位、草加市が56位となっています。人口の多い市町村は人の出入りが激しいため収納率は比較的低い状況にあります。

他市町村のジェネリック医薬品の普及率と特定健康診査の受診率、率の高い市町村における取組については、手元にデータを持ち合わせていないため、次回の会議で示したいと思います。

○議 長 委員の皆様からの質問・意見は出尽くしたようですので、以上で「赤字削減・解消の見直しについて」の議事は終了させていただきます。

5. 報告事項

○議 長 次に、報告事項に入ります。

(1) 「新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度国民健康保険税減免及び傷病手当金の状況について」の報告を事務局よりお願いいたします。

○事務局 (資料2に基づき説明) 以下、概要

1 国民健康保険税の減免

- ・令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯の国民健康保険税を減免した。
- ・減免世帯数は令和元年度分が646世帯で2,389万1,600円、令和2年度分が755世帯で1億4,679万300円であった。

2 傷病手当金

- ・令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、労務に服することが出来なくなった被用者に傷病手当金を支給した。
- ・支給件数は24件で195万3,551円であった。

○議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、この件についてご質問はございますか。

○議 長 ご質問が無いようですので、この件については質疑を終結させていただきます。

○議 長 次に、(2)「新型コロナウイルス感染症に係る傷病給付金について」の報告を事務局よりお願いいたします。

○事務局 (資料3に基づき説明) 以下、概要

1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病給付金について

・令和3年度4月から、新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のため労務に服することができない期間がある個人事業主を対象に一律10万円の傷病給付金を支給する事業を開始した。

○議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、この件についてご質問はございますか。

○議 長 こちらもご質問が無いようですので、この件については質疑を終結させていただきます、以上で報告事項を終了いたします。

6. その他

○議 長 次に、「その他」でございますが、委員の皆様から何かございますか。

○議 長 無いようですので、以上をもちまして、本日予定されていた内容につきまして無事終了いたしました。

皆様のご協力に感謝申し上げ、議長の任務を降ろさせていただきます。
ありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しします。

○司 会 関森会長、長時間にわたる議事進行、誠にありがとうございました。

なお、次回の運営協議会の日程でございますが、8月19日(木曜日)の開催を予定しております。皆様には、開催通知を改めてお送りさせていただきます。間隔が短く、大変恐縮ではございますが、ご協力をお願いいたします。

また、本日の会議録でございますが、後日作成できた段階で委員の皆様にご送付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

7. 閉 会

○司 会 最後に、閉会にあたりまして、中村副会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

○副会長 以上をもちまして、令和3年第2回越谷市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

皆様ありがとうございました。